



イケン先生の『恐縮ですが…一言コラム』

第 502 回 中小企業経営力強化支援法による認定機関

2012.12.9

金融円滑化法は H21.12 月に施行され、H25.3 月を最終期限として再延長された。申請件数 349 万件、申請額 92.5 兆円 (H24.3 月現在、政府系含む)、30~40 万社の企業が現時点で返済猶予の申請をしていると思われる。一部には金融円滑化法が中小企業の延命策、不良債権の温床、モラルハザード(倫理の欠如)になっているということも言われているが、リーマンショック以降の売上減少で借入返済ができなくなった企業の生き残り策となっていることも事実だ。金融機関の意見では、経営改善計画書を策定している企業が全体の 2~3 割で円滑化法終了後の条件変更をどうするかという懸念、逆に企業からは経営改善計画書の策定が難しいとの声もあるようだ。

そんな背景から政府は、金融円滑化法に代わる新たな支援策として「**中小企業経営力強化支援法**」を今年の 7 月に成立させた。この法律の骨子は、中小企業の経営力の強化を図るため、①中小企業の支援事業を行う者を認定し、その活動を後押しするための措置、及び②中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずるものである。(詳細は [中小企業経営力強化支援法について\(PDF形式:339KB\)](#))

中小企業再生支援協議会に代わり、その一部の支援事業を行う者を国が認定する。ある意味、公的支援の民間委託であり、現在認定者を募集中である。

今回の認定制度では、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や、実務経験が一定レベル以上の者を、国が認定することで、支援の担い手を多様化・活性化するとともに、中小企業基盤整備機構からの専門家を派遣し、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援を行うための支援体制を整備することとしている。

具体的には、既存の中小企業支援者(商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等)に加えて、税理士、公認会計士、弁護士等といった士業関係者、金融機関、NPO法人等を国が経営革新等支援機関として認定を行う。認定機関公募のスタートは H24.10 月、認定期間3年、その後の継続時には支援実績の判断も行われる予定である。

当然、我が事務所も認定機関に申請中だが、全国で数千から1万社(者)の認定が予定されている。しかしこの認定機関、一部のものに対しては研修等の条件があるが、税理士、会計士、弁護士等一部の申請者に対しては、ほとんど無審査で認定しているようだ。

国の方針として、なるべく多くの認定機関を作りたい…ということだが、(不適切な表現だが)下手すると、「糞も味噌も一緒」的になってしまう恐れがある。どうも認定基準が曖昧で、結果、支援を求める中小企業に混乱を及ぼすことのないことを、祈るばかりである。

認定者に対しては「認定機関支援マニュアル」を用意し、ほぼ同質の支援ができるようになっているが、再生支援はマニュアルではできないと思っている。信頼と信用を保証すべき高いスキルと経験が必要で、依頼者の選択眼が成否を決定すると言っても過言でない。